

○内閣府令第 号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部

分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)</p> <p>第二条 「1」 法第二条第一項第一号又は第三号の内閣府令で定める金属性弾丸の運動エネルギー(単位は、ジュールとする。以下同じ。)の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。</p> <p>一 水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値</p> <p>二 金属性弾丸の質量の測定値</p> <p>(人の生命に危険を及ぼし得る金属性弾丸の運動エネルギーの値)</p>	<p>(弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)</p> <p>第二条 「項を加える。」</p> <p>「1」 法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー(単位は、ジュールとする。以下同じ。)の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。</p> <p>一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値</p> <p>二 弾丸の質量の測定値</p> <p>(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)</p>

第三条 金属性弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項各号の内閣府令で定める値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条 令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であつて、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。次項第一号イにおいて「ライフル実包発射ライフル銃等」という。）以外の猟銃（次項第一号ロにおいて「散弾銃等」という。）にあつては、三発）とする。

2 令第十二条第二項第三号及び第三十四条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一 猟銃

イ ライフル実包発射ライフル銃等 十・五ミリメートル

ロ 散弾銃等 十二番

二 「略」

「3・4 略」

（帳簿）

第三条 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。第九十九条において同じ。）のうち最大のものに二十を乗じた値とする。

（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）

第十九条 令第十二条第二項第二号及び第三十四条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発（ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発）とする。

2 「同上」

一 「同上」

イ ライフル銃 十・五ミリメートル

ロ ライフル銃以外の猟銃 十二番

二 「同上」

「3・4 同上」

（帳簿）

第八十七条 法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一 実包を製造した場合 製造した実包の種類（ライフル実包以外の実包にあつては、単弾又は散弾の別を含む。以下この項において同じ。）及び数量並びに製造した年月日

〔二〇五 略〕

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量、消費した年月日及び場所並びに消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項

七 「略」

〔2・3 略〕

（弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法）

第九十八条の二 法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

- 一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値
- 二 弾丸の質量の測定値

第八十七条 「同上」

一 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

〔二〇五 同上〕

六 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七 「同上」

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(裏)

猟銃等又はクロスボウ所持歴	期 間		銃 種 等	処 理 結 果		
	年	月			から	年
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
犯 歴	年 月				犯 歴 の 内 容	
	有					
	無					
<small>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。</small>					有・無	

備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。  
 2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。  
 3 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。  
 4 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。  
 5 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。  
 6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

職 歴	期 間		勤 務 先 ・ 職 務 内 容			
	年	月		から	年	月
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
住 所 歴	期 間		住 居 所			
	年	月		から	年	月
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで

(裏)

猟銃等又はクロスボウ所持歴	期 間		銃 種 等	処 理 結 果		
	年	月			から	年
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
犯 歴	年 月				犯 歴 の 内 容	
	有					
	無					
<small>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病気、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。</small>					有・無	

備考 1 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。  
 2 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。  
 3 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。  
 4 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。  
 5 猟銃等又はクロスボウ所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。  
 6 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(表)

経 歴 書

年 月 日

申請人氏名

職 歴	期 間		勤 務 先 ・ 職 務 内 容			
	年	月		から	年	月
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
住 所 歴	期 間		住 居 所			
	年	月		から	年	月
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで
	年	月	から	年	月	まで

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種類欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届出している場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
- 3 クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び清車あり又は清車なしの別を記載すること。
- 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 5 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号（第5条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所  
氏 名  
電話番号

届出の種類	新規、記載事項変更（追加、削除、その他）	
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号	
クロスボウ	種類	
	型式	
	番号	
人命救助等に 従事する者	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
備考		

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種類欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届出している場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
- 3 クロスボウに係る届出の場合は、種類欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び清車あり又は清車なしの別を記載すること。
- 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 5 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号（第5条関係）

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所  
氏 名  
電話番号

届出の種類	新規、記載事項変更（追加、削除、その他）	
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号	
クロスボウ	種類	
	型式	
	番号	
人命救助等に 従事する者	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
	氏名	
	生年月日	届出人との関係
備考		

(表)

人命救助等に 従事する者	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
折　　り　　目							
従事する者	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
折　　り　　目							
備考							

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第3号 (第5条関係)

(表)

所持の許可を受けた者	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
折　　り　　目										
注　意　事　項										
<p>1 銃砲又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。</p> <p>2 この証明書を保持して、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。</p>										
折　　り　　目										
第　　号										
交付　年　月　日										
人命救助等に従事する者届出済証明書										
公安委員会 印										

8.56センチメートル

(表)

人命救助等に 従事する者	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
折　　り　　目							
従事する者	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
折　　り　　目							
備考							

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第3号 (第5条関係)

(表)

所持の許可を受けた者	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
	住所	氏名	姓	名	種	類	型	式	番	号
折　　り　　目										
注　意　事　項										
<p>1 銃砲又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。</p> <p>2 この証明書を保持して、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。</p>										
折　　り　　目										
第　　号										
交付　年　月　日										
人命救助等に従事する者届出済証明書										
公安委員会 印										

8.58センチメートル

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 人 )
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
  - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
  - 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
  - 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にし印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
  - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にし印を記入すること。
  - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にし印を記入し、その提出日を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号(第9条関係)

(表)

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 (申請に係る銃砲 別紙) を申請すること。	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
猟銃・空気銃所持許可証		
猟銃実習修了証明書		
技能検定合格証明書		
技能講習修了証明書		
教習修了証明書		

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 人 )
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
  - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃砲について記載すること。
  - 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
  - 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にし印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
  - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にし印を記入すること。
  - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にし印を記入し、その提出日を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号(第9条関係)

(表)

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 (申請に係る銃砲 別紙) を申請すること。	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
猟銃・空気銃所持許可証		
猟銃実習修了証明書		
技能検定合格証明書		
技能講習修了証明書		
教習修了証明書		

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。  
 2 申請時において銃砲種(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。  
 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にし印を記入すること。  
 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の銃銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、致命索発射銃、致命用信号銃、運動銃用信号銃、標的銃、捕鯨銃、もり銃、建設用ひょう銃、建設用網索発射銃、紙さい破砕銃等の別を記載すること。  
 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 6 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 7 公称口(番)径欄(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。  
 8 銃腔内腔壁割合欄には、腔壁を有する部分が銃腔の長さに対する割合に該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 9 なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。  
 10 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。  
 11 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその種類、口径、銃腔内腔壁割合、銃身長及び適合案(空)包を4、7、8、13及び15により記載すること。  
 12 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 13 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。  
 14 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。  
 15 なお、産業用銃砲等で銃身長が測定が困難なものについては、記載することを要しない。  
 16 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。  
 17 適合案(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。  
 18 用途欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 19 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転印内の異常焼痕の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。  
 20 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

		/ 件	
銃	□譲渡等承諾書のとおり		
	種類	銃番号	
	型式	銃の全長	センチメートル
	メーカー名	銃身長	センチメートル
砲	モデル名等	銃身長	センチメートル
	公称口(番)径	弾倉型式及び充填可能弾数	
	(実測口径)	(センチメートル)	適合案(空)包
	銃腔内腔壁割合	□1/5以上1/2以下	□1/2超
特徴	種類	銃身長	センチメートル
	替え銃身	公称口(番)径 (実測口径)	適合案(空)包
銃腔内腔壁割合 □1/5以上1/2以下 □1/2超			
用途	法第4条第1項に規定する用途		
	第1号	□狩 猟	□有害鳥獣駆除
	第2号	□人命救助	□動物麻酔
		□と殺	□漁業
□建設業			
□その他の産業の用途( )			
第3号	□第4号	□第5号	□第6号
□第7号	□第8号	□第9号	□第10号
□法第6条第1項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり		
	住所		
	氏名		
	電話番号		

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。  
 2 申請時において銃砲種(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。  
 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にし印を記入すること。  
 4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の銃銃、空気銃、電磁石銃、麻酔銃、と殺銃、致命索発射銃、致命用信号銃、運動銃用信号銃、標的銃、捕鯨銃、もり銃、建設用ひょう銃、建設用網索発射銃、紙さい破砕銃等の別を記載すること。  
 5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 7 公称口(番)径欄(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。  
 8 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。  
 9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。  
 11 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。  
 12 なお、産業用銃砲等で銃身長が測定が困難なものについては、記載することを要しない。  
 13 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。  
 14 適合案(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。  
 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。  
 16 用途欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 17 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転印内の異常焼痕の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。  
 18 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

		/ 件	
銃	□譲渡等承諾書のとおり		
	種類	銃番号	
	型式	銃の全長	センチメートル
	商品名等	銃身長	センチメートル
砲	公称口(番)径	弾倉型式及び充填可能弾数	
	(実測口径)	(センチメートル)	適合案(空)包
	特徴	替え銃身	
	法第4条第1項に規定する用途		
用途	第1号	□狩 猟	□有害鳥獣駆除
	第2号	□人命救助	□動物麻酔
		□と殺	□漁業
	□建設業		
□その他の産業の用途( )			
第3号	□第4号	□第5号	□第6号
□第7号	□第8号	□第9号	□第10号
□法第6条第1項に規定する用途			
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり		
	住所		
	氏名		
	電話番号		

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 人 )
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第10号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
  - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
  - クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
  - 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にし印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
  - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にし印を記入すること。
  - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にし印を記入し、その提出日を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2 (第9条関係)

(表)

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 (申請書に係るクロスボウの量 単位) を記載すること。	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
クロスボウ所持許可証		
クロスボウ講習会の修了証明書		

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 人 )
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第10号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
  - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
  - クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
  - 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にし印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
  - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にし印を記入すること。
  - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にし印を記入し、その提出日を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2 (第9条関係)

(表)

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 (申請書に係るクロスボウの量 単位) を記載すること。	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
クロスボウ所持許可証		
クロスボウ講習会の修了証明書		

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。  
 2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。  
 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にし印を記入すること。  
 4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び清車あり又は清車なしの別を記載すること。  
 5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。  
 6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。  
 7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。  
 8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。  
 9 用途欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 (表)

/ 件			
□譲渡等承諾書のとおり			
クロスボウ	型 式	クロスボウ番号	
	メーカー名	クロスボウの全長	センチメートル
	モデル名	クロスボウの全幅	センチメートル
	特 徴		
用 途	法第4条第1項に規定する用途		
	第1号	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 標的射撃
	第2号の2	<input type="checkbox"/> 動物麻酔 <input type="checkbox"/> 漁業	
		<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ( )	
	<input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 第5号の3	<input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
	□法第6条第1項に規定する用途		
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり		
	住所		
	氏名		
	電話番号		

- (裏)
- 備考 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。  
 2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。  
 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にし印を記入すること。  
 4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び清車あり又は清車なしの別を記載すること。  
 5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。  
 6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあつては、当該欄は記載することを要しない。  
 7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。  
 8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。  
 9 用途欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 (表)

/ 件			
□譲渡等承諾書のとおり			
クロスボウ	型 式	クロスボウ番号	
	商 品 名	クロスボウの全長	センチメートル
	特 徴	クロスボウの全幅	センチメートル
用 途	法第4条第1項に規定する用途		
	第1号	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 標的射撃
	第2号の2	<input type="checkbox"/> 動物麻酔 <input type="checkbox"/> 漁業	
		<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ( )	
	<input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 第5号の3	<input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
	□法第6条第1項に規定する用途		
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり		
	住所		
	氏名		
	電話番号		

- 備考 1 譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第6号及び第6号の2の別紙並びに第7号の備考の例により記載すること。  
 2 譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 不用の文字は、横線で消すこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号（第11条、第17条関係）

		／		件	
譲 渡 等 承 諾 書					
譲受（借受）人	住 所				
	ふりがな				
人	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
譲渡（貸付）物件	銃	種 類			
		型 式	銃 番 号		
		メーカー名	銃 の 全 長	センチメートル	
		モデル名等	銃 身 長	センチメートル	
		公称口径(口径) (実測口径)	種 類 (口径) (口径)	適合実(空)包	
	特 徴	銃身口径割合	<input type="checkbox"/> 1/5以上1/2以下 <input type="checkbox"/> 1/2超		
		管え銃身	種 類 (口径) (口径)	銃 身 長 (口径)	センチメートル
	クロスボウ	型 式	クロスボウ番号		
		メーカー名	クロスボウの全長	センチメートル	
		モデル名	クロスボウの全幅	センチメートル	
刀剣類	種 類	製作者(銘)			
	刃渡り	特 徴			
譲渡（貸付）人が 銃類等又は刀剣 類について受けて いる所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年 月 日			
	有効期間等	譲受（借受）人の誕生日まで 年 月 日			
上記のとおり譲渡しを承諾します。					
譲渡（貸付）人 住所 電話番号 氏名					

第12号（第11条、第17条関係）

		／		件	
譲 渡 等 承 諾 書					
譲受（借受）人	住 所				
	ふりがな				
人	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
譲渡（貸付）物件	銃	種 類	銃 番 号		
		型 式	銃 の 全 長	センチメートル	
		商品名等	銃 身 長	センチメートル	
		公称口径(口径) (実測口径)	種 類 (口径) (口径)	種 類 (口径) (口径)	適合実(空)包
		特 徴	管え銃身		
	クロスボウ	型 式	クロスボウ番号		
		商品名	クロスボウの全長	センチメートル	
		特 徴	クロスボウの全幅	センチメートル	
	刀剣類	種 類	製作者(銘)		
		刃渡り	特 徴		
譲渡（貸付）人が 銃類等又は刀剣 類について受けて いる所持の許可	許可番号				
	許可年月日等	年 月 日			
	有効期間等	譲受（借受）人の誕生日まで 年 月 日			
上記のとおり譲渡しを承諾します。					
譲渡（貸付）人 住所 電話番号 氏名					

- 備考 1 譲渡（貸付）物件欄には、別記様式第6号及び第6号の2の別紙並びに第7号の備考の例により記載すること。  
 2 譲渡（貸付）人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡（貸付）人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 不用の文字は、横線で消すこと。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(1面)

注 意 事 項

- 1 翼銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 翼銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の翼銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

第20号 (第31条関係)



(1面)

注 意 事 項

- 1 翼銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 翼銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の翼銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

第20号 (第31条関係)



(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原許可番号	第	号	
許可年月日	年 月 日 日		
許可番号	第	号	
確 認	年 月 日 日		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間		
種 類			
型 式	銃 号 号		
メーカー名	銃の全長	センチメートル	
モデル名等	銃身長	センチメートル	
口(管)径	銃身径	ミリメートル	
特 徴			
替え銃身	種 類		
	口(管)径		
	銃身長	センチメートル	センチメートル
	銃身径	ミリメートル	ミリメートル
用 途			

(2面)

許可証番号	第	号
原 交 付	年 月 日	
交 付	年 月 日	
本 籍		
住 所		
氏 名		写 真
生年月日	年 月 日	押し出し スタンプ
公安委員会 印		

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原許可番号	第	号	
許可年月日	年 月 日 日		
許可番号	第	号	
確 認	年 月 日 日		
有効期間	年の誕生日まで		
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間		
種 類	銃 号 号		
型 式	銃の全長	センチメートル	
商品名等	銃身長	センチメートル	
口(管)径	弾倉型式 及び充弾 可能弾数		
	適合実 (空)包		
特 徴	替え銃身		
用 途			

(2面)

許可証番号	第	号
原 交 付	年 月 日	
交 付	年 月 日	
本 籍		
住 所		
氏 名		写 真
生年月日	年 月 日	押し出し スタンプ
公安委員会 印		

(27面)

記載事項変更欄		
届出 年月日	変更事項	公安委 員金印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及び継続等の処分状況	
許可の条件		年月日

(27面)

記載事項変更欄		
届出 年月日	変更事項	公安委 員金印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

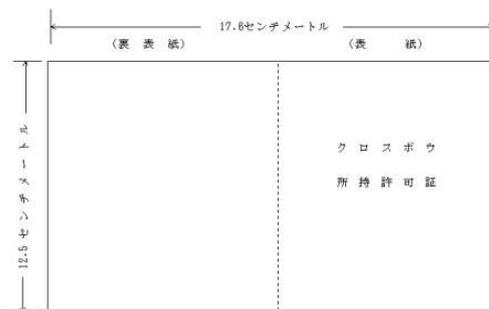
更新	年月日	年月日
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及び継続等の処分状況	
許可の条件		年月日



(1面)

注 意 事 項	
1	クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2	クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
3	許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに替换の申請をしなければならない。
4	許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

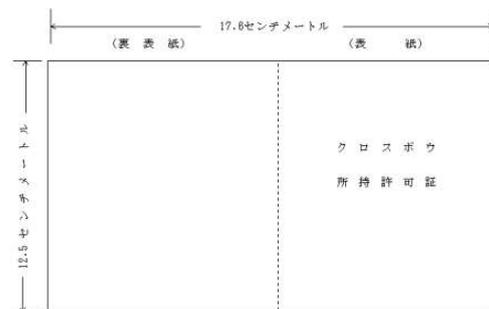
第29号の2 (第31条関係)



(1面)

注 意 事 項	
1	クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2	クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
3	許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに替换の申請をしなければならない。
4	許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

第29号の2 (第31条関係)



(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原 許 可 番 号	第	号	
許 可 年 月 日	年 月 日 期		
許 可 番 号	第	号	
確 認	年 月 日 期		
有 効 期 間	年の誕生日まで		
更 新 申 請 期 間	年 月 日 から 年 月 日 までの間		
型 式	クロスリレー等		
メーカ名	クロスリレー社	ヒジメート	
モデル名	クロスリレー	ヒジメート	
特 徴			
用 途			

(2面)

許可証番号 第 号	
原 交 付 年 月 日	
交 付 年 月 日	
本 籍	
住 所	
氏 名	写 真
生年月日	年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">押し出し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">スタンプ</div>	
公安委員会 印	

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日		
原 許 可 番 号	第	号	
許 可 年 月 日	年 月 日 期		
許 可 番 号	第	号	
確 認	年 月 日 期		
有 効 期 間	年の誕生日まで		
更 新 申 請 期 間	年 月 日 から 年 月 日 までの間		
型 式	クロスリレー等		
商 品 名	クロスリレー社	ヒジメート	
特 徴	クロスリレー	ヒジメート	
用 途			

(2面)

許可証番号 第 号	
原 交 付 年 月 日	
交 付 年 月 日	
本 籍	
住 所	
氏 名	写 真
生年月日	年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">押し出し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">スタンプ</div>	
公安委員会 印	

(27面)

〈記載事項変更欄〉		
届出 年月日	変更事項	公安委員会印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

(27面)

〈記載事項変更欄〉		
届出 年月日	変更事項	公安委員会印

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更新	年月日	年月日
	許可番号	第 号
	有効期間	年の誕生日まで
抹消	年月日	年月日
	理由及びクロスボウの処分状況	

許可の条件	年月日

第30号 (第31条関係)



(28面)

(検査欄)		
検査年月日	検査者印	特記事項

- 備考
- 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
  - 2 用紙は、洋紙とすること。
  - 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次隣接の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。
  - 4 2面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
  - 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
  - 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

第30号 (第31条関係)



(28面)

(検査欄)		
検査年月日	検査者印	特記事項

- 備考
- 1 表紙は、青色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
  - 2 用紙は、洋紙とすること。
  - 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次隣接の面の用紙の裏面が奇数面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。
  - 4 2面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
  - 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
  - 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

(3面)

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
メーカー名		銃身長	センチメートル
モデル名等			
口(筒)径		適合薬(空)包	
特徴			
替え銃身	種類		
	銃身長		

法第4条第1項に規定する用途			
届出年月日	変更事項	公安委員会印	
記載事項変更種別			
備考			

(4面)

(1面)

第 号

交付 年 月 日  
(原交付 年 月 日)

公安委員会 印

確認 年 月 日 印  
許可の有効期間 年 月 日まで

所持者	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
生年月日		年 月 日

(2面)

(3面)

種類		銃番号	
型式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
口(筒)径	ミリメートル インチ	適合薬(空)包	
特徴		替え銃身	

法第4条第1項に規定する用途			
届出年月日	変更事項	公安委員会印	
記載事項変更種別			
備考			

(4面)

(1面)

第 号

交付 年 月 日  
(原交付 年 月 日)

公安委員会 印

確認 年 月 日 印  
許可の有効期間 年 月 日まで

所持者	本籍	
	住所	
	職業	
	氏名	
生年月日		年 月 日

(2面)

(7面)

注 意 事 項	
1	語訳印刷し、又は謄写する場合は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。
2	語訳は、この許諾証を複製している場合に於ける場合その他許諾証印刷しを付記せよ。
3	許諾証の複製・謄写は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。
4	許諾証印刷し、又は謄写する場合は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。

- 備考 1 表紙は、黒色の紙、レーザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該紙巻につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気操縦の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る紙巻について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名前、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該紙巻の用紙に貼付すること。

(5面)

	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印
検 査 欄				
許 可 の 条 件		年 月 日		

(6面)

(7面)

注 意 事 項	
1	語訳印刷し、又は謄写する場合は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。
2	語訳は、この許諾証を複製している場合に於ける場合その他許諾証印刷しを付記せよ。
3	許諾証の複製・謄写は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。
4	許諾証印刷し、又は謄写する場合は、必ずこの許諾証印刷しを付記せよ。

- 備考 1 表紙は、黒色の紙、レーザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該紙巻につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気操縦の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る紙巻について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名前、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該紙巻の用紙に貼付すること。

(5面)

	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印
検 査 欄				
許 可 の 条 件		年 月 日		

(6面)

第30号の2 (第81条関係)

(1面)

第 号	
	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
	公安委員会 印
-----	
權 認	年 月 日 起
許可の有効期間	年 月 日 まで
所 本 籍	
住 所	
持 職 業	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

(2面)



第30号の2 (第81条関係)

(1面)

第 号	
	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
	公安委員会 印
-----	
權 認	年 月 日 起
許可の有効期間	年 月 日 まで
所 本 籍	
住 所	
持 職 業	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

(2面)



(5面)

検査権	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

(6面)

(3面)

型式	型式番号	
メーカー名	型式番号	型式-種
モデル名	型式番号	型式-種
特徴		

法第4条第1項に規定する用途	届出年月日	変更事項	公安委員会印
記載事項変更権			

備考

(4面)

(5面)

検査権	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

許可の条件	年月日

(6面)

(3面)

型式	型式番号	
商品名	型式番号	型式-種
特徴	型式番号	型式-種

法第4条第1項に規定する用途	届出年月日	変更事項	公安委員会印
記載事項変更権			

備考

(4面)

第32号 (第31条関係)

銃所持許可証  
(FIREARMS PERMIT)

第 号 Permit No. \_\_\_\_\_  
 交 付 Date of Delivery \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 Year Month Day  
 許可の期間 Authorized Period \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 Year Month Day

公安委員会  
Public Safety Commission

所 持 者 の 情 報	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
銃 の 情 報	生年月日 Date of Birth	_____ 年 月 日 Year Month Day
	備考 Note	
	種類 Type	
	型 Make and Model	
	番号 Ser.No.	
	口径 Caliber or Gauge	
	用途 Use	

CAUTION  
 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearm for which you have obtained it. When you bring or carry your firearm, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.  
 2 You shall not bring or carry your firearm except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.  
 3 When you find your firearm lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.  
 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(7面)

注 意 事 項  
 1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。  
 2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。  
 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。  
 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の紙、レーザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。  
 2 用紙は、洋紙とすること。  
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。  
 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。  
 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第8号及び第9号の許可に係るクロスボウについて記載すること。  
 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。  
 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第32号 (第31条関係)



(7面)

注 意 事 項  
 1 クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。  
 2 クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。  
 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。  
 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の紙、レーザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。  
 2 用紙は、洋紙とすること。  
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。  
 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。  
 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第8号及び第9号の許可に係るクロスボウについて記載すること。  
 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。  
 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(3面)

銃 種 別	種 類 Type	
	型 Make and Model	
	番 号 Ser.No.	
	口 徑 Caliber or Gauge	
用 途 Use		

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your firearms for which you have obtained it. When you bring or carry your firearms, you shall cover or put it in a case without loading it with a ball or blank cartridge or a metallic bullet.
- 2 You shall not bring or carry your firearms except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your firearms lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

(1面)

第 号 Permit No.	
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day
公安委員会 印 Public Safety Commission	

所 持 者 の 資 格	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

第32号の2 (第31条関係)

クロスボウ所持許可証  
(CROSSBOWS PERMIT)

第 号 Permit No.  
交 付 Date of Delivery 年 月 日  
Year Month Day  
許可の期間 Authorized Period 年 月 日  
Year Month Day

公安委員会 印  
Public Safety Commission

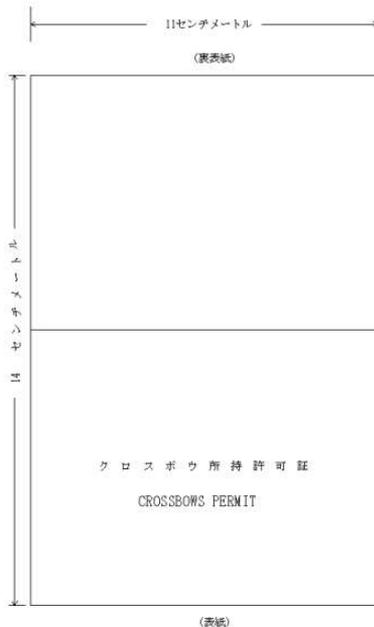
所 持 者 の 氏 名 等	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
ク ロ ス ボ ウ の 事 項	生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備考 Note	
	番号 Ser.No.	
	全長 Length	
	全幅 Width	
	用途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
- 2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your crossbows lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第32号の2 (第31条関係)



- 備考
- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。
  - 2 用紙は、洋紙とすること。
  - 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を表紙の裏面に貼り付けること。

(3面)

クロスボウ CROSSBOW	番 号 Ser.No.	
	全長・全幅 Length and Width	
	用 途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
- 2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

(1面)

第 号 Permit No.		
交 付 Date of Delivery	年 月 日 Year Month Day	
許可の期間 Authorized Period	年 月 日 Year Month Day	
公安委員会 印 Public Safety Commission		
所 持 者 Possessor	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
備 考 Note		

(2面)

第32号 (第31条関係)

刀剣類所持許可証  
(SWORDS PERMIT)

第 号 Permit No.  
交 付 Date of Delivery 年 月 日  
Year Month Day  
許可の期間 Authorized Period 年 月 日  
Year Month Day

公安委員会 印  
Public Safety Commission

所 持 者 の 姓 名	国籍 Nationality	
	住所 Address in Japan	
	氏名 Name	
刀 剣 類 の 種 別	生年月日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備考 Note	
刀 剣 類 の 種 別	種類 Type	
	刃長さ Length of Blade	
	特徴 Characteristics	
	用途 Use	
	備考 Note	

**CAUTION**

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
- 2 You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第33号 (第31条関係)



- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を表紙の裏面に貼り付けること。

(3面)

刀 劍 類 S w o r d s	種 類 Type	
	刃 渡 9 Length of Blade	
	特 徴 Characteristics	
	用 途 Use	
	備 考 Note	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your sword for which you have obtained it.
- 2 You shall not bring or carry your sword, except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your sword lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

(1面)

第 号  
Permit No.

交 付 年 月 日  
Date of Delivery Year Month Day

許可の期間 年 月 日  
Authorized Period Year Month Day

公安委員会 印  
Public Safety Commission

所 持 者 P o s s e s s o r	国 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳)	
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の銃	丁
空気銃以外の空気銃	丁	
空気拳銃	丁	
※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。		

- 備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。  
 2 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳)	
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の銃	丁
空気銃以外の空気銃	丁	
空気拳銃	丁	
※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。		

- 備考 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。  
 2 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黒文字入りとすること。  
 2 用紙は、洋紙とすること。  
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を表紙の裏面に貼り付けること。

別紙2

射撃場の名称				
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場				
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日		
	種 類	銃 番 号		
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル	
	メーカ名	銃 身 長	センチメートル	
	モデル名等	銃 身 長	センチメートル	
	公称口(番)径	弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数	適合実(空)包	
	特 徴	適合実(空)包		
備 考				
譲渡(貸付)人	住所 氏名 電話番号			

- 備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。  
 2 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 モデル名等の欄には、そのモデル名を記載し、モデル名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 4 銃腔内腔鏡割合欄には、腔鏡を有する部分が銃腔の長さ占める割合に該当する事項の口内にし印を記入すること。  
 5 なお、ライフル銃以外の銃砲については、記載することを要しない。  
 6 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。  
 7 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 8 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。  
 9 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。  
 10 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。  
 11 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空砲の名称を記載すること。  
 12 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。  
 13 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。

別紙1

備付け銃一覧

射撃場の名称					
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場					
番号	銃	種	型 式	公称口(番)径	丁 数

- 備考 1 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の型式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

射撃場の名称				
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場				
備 付 け 銃	備え付けた日	年 月 日		
	種 類	銃 番 号		
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル	
	商 品 名	銃 身 長	センチメートル	
	公称口(番)径	弾 倉 型 式 及 び 充 填 可 能 弾 数	適合実(空)包	
	特 徴	適合実(空)包		
	備 考			
譲渡(貸付)人	住所 氏名 電話番号			

- 備考 1 備え付けられた銃ごとに記載すること。  
 2 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 4 特徴欄には、銃床の折畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。  
 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。  
 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。  
 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。  
 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。  
 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。  
 11 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。

別紙1

備付け銃一覧

射撃場の名称					
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場					
番号	銃	種	型 式	公称口(番)径	丁 数

- 備考 1 型式欄には、銃銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第58号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳)	
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の銃	丁
	空気銃以外の空気銃	丁
	空気拳銃	丁
	※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。	
変更理由等		

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。
  - 2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
  - 4 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口径(番)及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 12 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第58号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃の変更について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	電話番号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳)	
	公称口径22のヘリ打ちのライフル銃	丁
	その他のライフル銃	丁
	ライフル銃以外の銃	丁
	空気銃以外の空気銃	丁
	空気拳銃	丁
	※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。	
変更理由等		

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。
  - 2 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 3 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
  - 4 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口径(番)及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

新たに備え付けられた銃			
射撃場の名称			
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場			
備え付けの日 年 月 日			
備 付 け 銃	種 類	銃 番 号	
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル
	メーカ名等	銃 身 長	センチメートル
	公称口(番)径	弾 倉 型 式 及 び 弾 倉 容 積	
	特 徴	適 合 実 ( 空 ) 包	
備 考			
譲渡(貸付)人		住所 氏名 電話番号	

- 備考 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 4 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、標、修理の跡等について記載すること。  
 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が重なる点までの長さを記載すること。  
 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。  
 8 弾倉型式及び充弾可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる薬包等の数を記載すること。  
 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される薬包又は空砲の名称を記載すること。  
 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気銃については記載することはない。  
 11 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。  
 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧					
射撃場の名称					
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場					
番号	銃 種	型 式	公称口(番)径	丁 数	

- 備考 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 丁数欄には、備え付けられている銃の型式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2

新たに備え付けられた銃			
射撃場の名称			
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場			
備え付けの日 年 月 日			
備 付 け 銃	種 類	銃 番 号	
	型 式	銃 の 全 長	センチメートル
	商品名等	銃 身 長	センチメートル
	公称口(番)径	弾 倉 型 式 及 び 弾 倉 容 積	
	特 徴	適 合 実 ( 空 ) 包	
備 考			
譲渡(貸付)人		住所 氏名 電話番号	

- 備考 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。  
 4 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、標、修理の跡等について記載すること。  
 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。  
 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が重なる点までの長さを記載すること。  
 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。  
 8 弾倉型式及び充弾可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる薬包等の数を記載すること。  
 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される薬包の名称を記載すること。  
 10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気銃については記載することはない。  
 11 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。  
 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1

変更後の備付け銃一覧					
射撃場の名称					
射撃場の種別 <input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場					
番号	銃 種	型 式	公称口(番)径	丁 数	

- 備考 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第70号 (第80条関係)

保 管 業 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第1項 の規定により、 猟銃等 の  
第10条の8の2第1項 クロスボウ の  
 保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
最大保管数	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあっては第10条の8第1項とある口及び  
 猟銃等とある口内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあっては第  
 10条の8の2第1項とある口及びクロスボウとある口内にレ印を記入す  
 ること。  
 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その名称及び代表者  
 の氏名を記載すること。  
 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあ  
 つては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙3

備え付けないこととなった銃一覧

射撃場の名称		射撃場の種別				
		<input type="checkbox"/> 教習射撃場		<input type="checkbox"/> 練習射撃場		
番号	銃	種	型	式	公称口(番)径	銃番号

- 備考 1 今回備え付けないこととなった銃全てについて記載すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ポルト式、単身元折式、単身自動  
 式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレ  
 パースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を  
 記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第70号 (第80条関係)

保 管 業 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第1項 の規定により、 猟銃等 の  
第10条の8の2第1項 クロスボウ の  
 保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあっては第10条の8第1項とある口及び  
 猟銃等とある口内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあっては第  
 10条の8の2第1項とある口及びクロスボウとある口内にレ印を記入す  
 ること。  
 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その名称及び代表者  
 の氏名を記載すること。  
 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあ  
 つては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙3

備え付けないこととなった銃一覧

射撃場の名称		射撃場の種別				
		<input type="checkbox"/> 教習射撃場		<input type="checkbox"/> 練習射撃場		
番号	銃	種	型	式	公称口(番)径	銃番号

- 備考 1 今回備え付けないこととなった銃全てについて記載すること。  
 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ポルト式、単身元折式、単身自動  
 式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはレ  
 パースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を  
 記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号（第91条、第91条の2関係）

保管受託簿

区分 番号	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可 番号	銃番号又は クロスボウ番号	委託 理由	返還年月日		備考
							予定	返還	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気拳銃 以外の空気銃 空気拳銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	

備考

- 1 銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 空気拳銃については、許可番号欄は記載することを要しない。
- 3 返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号（第91条、第91条の2関係）

保管受託簿

区分 番号	保管の委託を受けた年月日	委託者の氏名、住所及び年齢	銃種等	許可 番号	銃番号又は クロスボウ番号	委託 理由	返還年月日		備考
							予定	返還	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	
	年 月 日	( 歳)	ライフル銃 ライフル銃 以外の猟銃 空気銃 クロスボウ				・ ・	・ ・	

備考

- 1 銃種等欄は、該当文字を○で囲むこと。  
[加える。]
- 2 返還年月日欄は、年月日を算用数字で記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

使用実績 (野的射撃)	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	同行者		
	消費弾数		
備 考			

- 備考 1 直前2年間の使用実績がある場合は、直前2年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。  
 2 備考欄には、上記のほか添付書類名、狩猟又は有害鳥獣駆除に係る鳥獣の種類（使用実績（狩猟）又は使用実績（有害鳥獣駆除）の備考欄に限る。）その他必要な事項を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

(表)  
使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。 年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績 (狩猟)	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	同行者		
	消費弾数		
備 考			
使用実績 (有害鳥獣駆除)	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	同行者		
	消費弾数		
備 考			

(裏)

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

- 備考 1 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。  
 なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。  
 2 備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

(表)  
使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。 年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

許可番号		銃 種 等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 ・ 無		
	年月日		
	場 所		
	用 途		
状 況			
備 考			

備考  
表中の「」の記載は注記である。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。	
記	
照 会 事 項	
【取扱所属の所在地】〒	
【担当者氏名】	（電話）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 回	
銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2によって照会します。	
記	
照 会 事 項	
【取扱所属の所在地】〒	
【担当者氏名】	（電話）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和 年 月 日。附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（ライフル銃の構造又は機能の基準に関する経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可（改正法附則第四条に規定する更新された許可を含む。）を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が改正法第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃（次条において「新法ライフル銃」という。）（旧法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。以下この条及び次条において「特定ライフル銃」という。）であるものに係る当該特定ライフル銃についての銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九条第三項の規定の適用については、同項第一号口中「ライフル銃」とあるのは、「ライフル銃（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部

を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第 号）附則第二条に規定する特定ライフル銃を除く。）とする。

（猟銃等射撃指導員に関する経過措置）

第三条 新法ライフル銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする者に対する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十二条第一項第三号の規定の適用については、施行日前に当該者が特定ライフル銃を所持していた期間は、新法ライフル銃を所持していた期間とみなす。

（仮領置に関する経過措置）

第四条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十八条の規定を準用する。

第五条 改正法附則第三条第二項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十条の規定を準用する。

（特定電磁石銃の保管の設備及び方法の基準に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、錠を

備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃（改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃をいう。次条において同じ。）に覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第七条 改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定電磁石銃所持者（改正法附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃所持者をいう。）が所持する特定電磁石銃の保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第八十三条の規定にかかわらず、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、特定電磁石銃に覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

（確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置）

第八条 改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当する」とあるのは「に該当する」と、同号イ中「法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は

第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号。ハにおいて「改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定電磁石銃」と、「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「単に「特定電磁石銃」と、「又はその使用人に」とあるのは「に」と、「銃砲等若しくは刀剣類」とあるのは「電磁石銃」と、「国若しくは」とあるのは「国又は」と、「当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する」とあるのは「（以下「証明書類」という」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人である）」とあるのは「の」と、「当該特定銃砲刀剣類等」とあるのは「当該特定電磁石銃」と、同号口中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により」とあるのは「により」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、「特定銃砲刀剣類等」

とあるのは「特定電磁石銃」と、「又は業務の」とあるのは「の」と、「又はその使用人である」とあるのは「である」と、「（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることとを証明する書類）により」とあるのは「により」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定電磁石銃」と読み替えるものとする。

（様式に関する経過措置）

第九条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。